第 1 学科

改

第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。 医学科

正

保健学科

第1条の2 保健学科の専攻は、次に掲げるとおり とする。

看護学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(中 略)

第3 修学

1 医学科

略)

2 保健学科

(中略)

健学科の学生に準用する。

第4 試験

1 医学科

略) (中

> 2 保健学科

(中略)

第25条 第20条第2項から第4項までの規定は、│第25条 第20条第2項から第4項までの規定 保健学科に準用する。この場合において、同条第 2項中「前項」とあるのは「第24条第1項」と、 「専門科目」とあるのは「学部科目」と、同条第 3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第24 条第1項」と読み替えるものとする。

第5 在学

- 第26条 在学期間は、医学科にあつては10年、 保健学科にあつては8年を超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、保健学科の第3年次 に入学した者の在学期間は、4年を超えることが できない。

(中略)

- 第32条 通則第61条第1項の規定により保健学|第32条 通則第61条第1項の規定により人間健 科の科目等履修生として入学を志望する者には、 教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- 第33条 通則第62条第1項の規定により保健学 第33条 通則第62条第1項の規定により人間健 科の聴講生として入学を志望する者には、教授会 の議を経て、入学を許可することがある。

(後略)

学科 第1

第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。 医学科

正

後

人間健康科学科

第1条の2 人間健康科学科の専攻は、次に掲げる とおりとする。



修学 第3

> 1 医学科

人間健康科学科

第16条 第10条から第12条までの規定は、保|第16条 第10条から第12条までの規定は、人 間健康科学科の学生に準用する。

> 試験 第 4

> > 1 医学科

人間健康科学科

- は、人間健康科学科に準用する。この場合におい て、同条第2項中「前項」とあるのは「第24条 第1項」と、「専門科目」とあるのは「学部科目」 と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるの は「第24条第1項」と読み替えるものとする。 第5 在学
- 第26条 在学期間は、医学科にあつては10年、 人間健康科学科にあつては8年を超えることがで きない。
- 2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の第 3年次に入学した者の在学期間は、4年を超える ことができない。
- 康科学科の科目等履修生として入学を志望する者 には、教授会の議を経て、入学を許可することが ある。
- 康科学科の聴講生として入学を志望する者には、 教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。 2 改正後の第16条、第25条及び第26条の規 定は、この規程の施行の日以後に入学した者から 適用し、同日前に入学した者については、なお従 前の例による。